

調査対象の定義について

資料 2 - 1

調 査 名		2008年	2013年	2018年(案)
海面漁業調査	漁業経営体調査	海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(以下「沿海市区町村」という。)の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。	同左 ※福島県については試験操業を含む。	同左
	個人経営体	上記の漁業経営体のうち、個人で漁業を営んだものをいう。 なお、会社として登記されている経営体は含まない。	同左 ※福島県については試験操業を含む。	同左
	団体経営体	上記の漁業経営体のうち、個人経営体以外の漁業経営体をいう。	同左 ※福島県については試験操業を含む。	同左
	海面漁業地域調査	沿岸地区の漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)第2条に規定する漁業協同組合)	同左	同左
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。	同左	同左
	個人経営体	上記の漁業経営体のうち、個人で漁業を営んだものをいう。 なお、会社として登記されている経営体は含まない。	同左	同左
	団体経営体	上記の漁業経営体のうち、個人経営体以外の漁業経営体をいう。	同左	同左
	内水面漁業地域調査	水協法第18条第2項の内水面組合。	同左	同左

調 査 名		2008年	2013年	2018年(案)
流通加工調査	魚市場調査	漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくとも、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場。	同左	同左
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場は、陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物(のり冷凍網を除く。)を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所。 水産加工場は、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所。	同左	同左